

平成25年6月3日

鳥取地方検察庁における記者会見等について

鳥取地方検察庁

鳥取地方検察庁は、下記のとおり、鳥取司法記者クラブに所属していない一定の記者についても参加することができる定例記者会見等を開催することとしています。

1 定例記者会見等の開催

(1) 定例記者会見

週に1回程度、定例の記者会見を開催します。

(2) 臨時記者会見

重大事件の着手・起訴・判決時等の際、必要に応じて、臨時の記者会見を開催します。

なお、記者会見を行わない場合でも、必要に応じて、発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配付することもあります。

2 参加対象者

定例記者会見等には、司法記者クラブ所属の記者において参加できるほか、下記会員社（①ないし⑥）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者で、事前に登録手続を了した者において参加できることとします。

① 日本新聞協会会員社

② 日本専門新聞協会会員社

③ 日本地方新聞協会会員社

④ 日本民間放送連盟会員社

⑤ 日本雑誌協会会員社

⑥ 日本インターネット報道協会会員社

⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

⑧ 以上のほか、上記①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

3 定例記者会見等の開催要領及び事前登録手続

定例記者会見等の開催要領等の詳細は、事前登録手続終了後、別途お知らせいたします。